

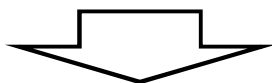
## 福祉タクシー・ガソリン事業について（大切なお知らせ）

宇治市福祉こども部障害福祉課

本事業につきましては、これまで福祉タクシー事業として運用しておりましたが、令和2年度より自家用車のガソリン券としてもご使用いただくことができるようになりました。変更点の概要は、以下のとおりとなります。

### <変更前>

1か月あたり12枚（100円券）のタクシー券【年間14,400円】



### <令和2年4月以降>

1か月あたり10枚

- タクシー券として使用する場合（100円券）【年間12,000円】
- ガソリン券として使用する場合（70円券）【年間8,400円】

また、ガソリン券としてチケットをお使いになられる際には以下の点にご留意ください。

利用券を使用して給油する単価については、宇治市とガソリンスタンドが本事業において契約する単価となります。（給油される際の店頭価格とは異なりますのでご了承ください。）

ガソリン券として利用し給油される際、従業員の方に、利用券が使用できるかご確認ください。利用券を使用できるのは、宇治市と契約をしたガソリンスタンドに限られます。（裏面に掲載している5か所となります。）

ガソリンスタンドにて給油される際に、従業員の方に、ご使用になられる金額分のチケットを提出してください。（チケットの金額を超えて給油される部分については、本事業の単価の適用とはなりませんのでご了承ください。）

<協力のお願い> ガソリン利用券をご使用される際、なるべく小額での利用とならないようご協力の程、よろしく願いいたします。（利用額によっては、給油の対応ができない場合もありますので、ご了承ください。）

なお、タクシー券としてチケットをお使いになられる際のご使用方法については、特にこれまでと大きな変更点はございません。

事業の一部見直しに伴う様式の変更等により、ご不明な点がございましたら障害福祉課までお問い合わせください。今後も多くの方にご利用いただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。